

《指定訪問リハビリテーション事業（介護予防訪問リハビリテーション事業）》

介護老人保健施設ウエルハウス協和運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人協和会が設置する介護老人保健施設ウエルハウス協和（以下「事業所」という）において実施する指定訪問リハビリテーション事業（介護予防訪問リハビリテーション事業）（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「指定訪問リハビリテーション従事者（介護予防訪問リハビリテーション従事者）」という）が要介護状態等の利用者に対し、適切な指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防訪問リハビリテーションにおいては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 8 前7項のほか、指定訪問リハビリテーションにおいては、吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号）第3条に定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業を実施するものとする。
指定介護予防訪問リハビリテーションにおいては、吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号）第5条に定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営及び支援の方法に関する基準を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に当たっては、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人協和会 介護老人保健施設ウエルハウス協和
- (2) 所在地 大阪府吹田市岸部北一丁目24番2号

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医 師 1名(常勤兼務1名)
訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリ計画)の作成にあたり、利用者の診療を行う。
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上(常勤兼務1名以上)
但し、利用者の状況に応じて増員をする事がある。
理学療法士、作業療法士などは、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なりハビリテーション、評価、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日までとする。但し、祝日、12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時20分から午後4時とする。
- (4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により連絡が可能な体制とする。

(指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕は、計画的な医学的管理を行っている主治医の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画書を作成する。訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。また、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により情報を把握するものとする。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療記録に記載する。

(重要事項の説明及び同意)

第8条 当事業の申込者及びご家族に対し、サービスを選定するために必要な重要事項(運営規程の概要、従事者の勤務体制、緊急時の対応、苦情処理の体制等)について文書を交付し、説明の上、同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第9条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）申込の際、利用者の介護保険被保険者証の提示を受けて、記載事項の確認をし、認定審査会の意見が記載されている場合は、その意見に配慮して、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供するものとする。

(利用料等)

第9条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

尚、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生省告示第127号）によるものとする。

3 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

4 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

5 前各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、吹田市とする。

(衛生管理等)

第12条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第14条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

- 第18条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を行うよう努めるものとする。

(身体的拘束等)

- 第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第20条 当事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年6回
- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容に明示する。
- 4 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関する諸記録を整備し、訪問リハビリテーション計画〔介護予防訪問リハビリテーション計画〕の記録については当該計画に基づく指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から5年間は保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人協和会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2019 年 8 月 1 日から施行する。

2020 年 4 月 1 日一部改訂

2025 年 10 月 1 日一部改訂